

地縁による団体として認可を受けている町内会の皆様へ

本資料が同封されている町内会は、法人格をもつ認可地縁団体です。以下の2点について変更があった場合、地域づくり推進課への手続きが必要となりますので、ご確認ください。

1 告示事項の変更

下記の告示事項のうち、一つでも変更があった場合には届出が必要になります。別紙の「告示事項変更届出書」と「変更内容について総会で議決したことを証する書類（総会議事録（抄本）等）」を当課まで提出してください。

【告示事項】

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 団体（町内会）の名称 | (4) 規約に定める事務所の所在地 |
| (2) 規約に定める目的 | (5) 代表者（会長）の氏名及び住所 |
| (3) 団体（町内会）の区域 | (6) 代理人の有無 ほか |

※ (1) ～ (4) に変更があった場合は、規約（会則）の変更手続きも併せて必要です。

2 規約（会則）の変更

規約（会則）を変更する場合には、総会議決後に市長の認可を受ける必要があります。「規約変更認可申請書」や「総会で議決したことを証する書類（総会議事録（抄本）等）」などを当課に提出してください。

【注意事項】

認可地縁団体の規約は地方自治法を遵守する必要があり、すべての変更を認可できるわけではありません。変更内容については総会前に当課へご相談ください。

変更届等の様式については、
市ホームページに掲載しているほか、
本庁及び各支所でも配布しております。

様式はこちら ⇒



【市ホームページ】